

補助金調書

補助金名	地域活動支援センター等補助金				担当課 (連絡先)	保健福祉局障がい者部 障がい者施設支援課 (TEL 092-711-4249)	
交付先	団体	小規模作業所運営団体、 地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型			区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件							
補助開始年度	昭和57	年度	経過年数	31	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行う。						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 人件費等補助 3,605千円～10,751千円(他加算あり) 土地家屋借上料補助 上限720千円(精神の作業所は上限1,080千円) 実地研修費補助(身体・知的の小規模作業所のみ) 上限100千円 機能強化補助(地域活動支援センターのみ)Ⅰ型6,000千円、Ⅱ型3,000千円、Ⅲ型1,500千円					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	25年度	24年度	23年度	22年度			
	件	(37) 件	43 件	54 件			
	473,312 千円	(475,384) 千円	448,316 千円	597,968 千円			
24年度補助事業 の主な実施概要	<p>【地域活動支援センターⅠ型】 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施。</p> <p>【地域活動支援センターⅡ・Ⅲ型、小規模作業所】 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を実施。</p>						
補助金交付 による効果	地域で生活する障がい者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や創作的活動又は生産活動の機会の提供、地域交流活動などを行うことにより、精神的自立と社会参加の促進につながっている。						

※1：金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。